

高鍋町告示第23号

令和元年第2回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年5月31日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和元年6月6日(木)

2 場 所 高鍋町役場議場

---

○開会日に応招した議員

田中 義基君	永友 良和君
八代 輝幸君	松岡 信博君
後藤 正弘君	黒木 博行君
黒木 正建君	古川 誠君
中村 末子君	春成 勇君
日高 正則君	杉尾 浩一君
緒方 直樹君	青木 善明君

---

○6月10日に応招した議員

同上

---

○6月11日に応招した議員

同上

---

○6月12日に応招した議員

同上

---

○6月18日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

令和元年6月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 常任委員会行政調査報告
  - (3) 例月現金出納検査結果報告
  - (4) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号) [高鍋町  
税条例等の一部改正について]
- 日程第5 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号) [高鍋町  
国民健康保険税条例の一部改正について]
- 日程第6 報告第1号 平成30年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第2号 平成30年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び令和元年度会  
計予算について
- 日程第8 議案第36号 平成30年災第655号坂本・鬼ヶ久保線道路災害復旧工事請  
負契約について
- 日程第9 議案第37号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
- 日程第10 議案第38号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す  
る条例の一部改正について
- 日程第11 議案第39号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第40号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第41号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条  
例の一部改正について
- 日程第14 議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第43号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関す  
る条例の制定について
- 日程第16 議案第44号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第45号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 常任委員会行政調査報告
  - (3) 例月現金出納検査結果報告
  - (4) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔高鍋町  
税条例等の一部改正について〕
- 日程第5 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔高鍋町  
国民健康保険税条例の一部改正について〕
- 日程第6 報告第1号 平成30年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第2号 平成30年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び令和元年度会  
計予算について
- 日程第8 議案第36号 平成30年災第655号坂本・鬼ヶ久保線道路災害復旧工事請  
負契約について
- 日程第9 議案第37号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
- 日程第10 議案第38号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す  
る条例の一部改正について
- 日程第11 議案第39号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第40号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第41号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条  
例の一部改正について
- 日程第14 議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第43号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関す  
る条例の制定について
- 日程第16 議案第44号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第45号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

---

出席議員（14名）

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 後藤 正弘君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君      事務局長補佐 岩佐 康司君  
 議事調査係長 橋本 由香君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	児玉 洋一君
教育長	……………	川上 浩君	農業委員会会長	……………	坂本 弘志君
代表監査委員	……………	黒木 輝幸君			
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				河野 辰己君
財政経営課長	……………	徳永 恵子君	建設管理課長	……………	恵利 弘一君
農業政策課長	……………	横山 英二君	農業委員会事務局長	…	飯干 雄司君
地域政策課長	……………	渡部 忠士君			
会計管理者兼会計課長	……………				鳥井 和昭君
町民生活課長	……………	山下 美穂君	健康保険課長	……………	宮越 信義君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	……………	杉 英樹君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	野中 康弘君
社会教育課長	……………	稲井 義人君			

---

午前10時00分開会

○議長（青木 善明） おはようございます。

只今から、令和元年第2回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○議会運営委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。

令和元年第2回定例会の招集に伴いまして、先日6月3日、午前10時より第3会議室において、議会運営委員全員それと議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長、関係課長の3名、日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告いたします。

今、定例議会に付議されます案件は、高鍋町税条例等の一部改正についての専決処分の特認など専決が2件、平成30年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書についてなど報

告が2件、平成30年災第655号坂本・鬼ヶ久保線道路災害復旧工事請負契約、町道認定路線の変更及び町道路線の認定について、高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてなど条例の一部改正が5件、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）、同じく令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の14件の議案の説明を受けました。

委員に意見を求めましたが特になく、その後、議会事務局より会期の日程の説明を受け、会期につきましては6月6日本日から6月18日までの13日間、また一般質問につきましては6月10日と11日の2日間で、12名で行うことで委員全員の意見の一致を見ましたので御報告いたします。

---

### **日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（青木 善明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、11番、中村末子議員、12番、春成勇議員を指名いたします。

---

### **日程第2. 諸報告**

○議長（青木 善明） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、常任委員会行政調査報告について、総務産業建設常任委員会の報告を求めます。委員長、松岡信博議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（松岡 信博君） おはようございます。

行政調査の御報告をいたします。

総務産業建設常任委員会では、令和元年5月16日と17日の2日間にかけて行政調査を行いました。調査場所は、熊本県球磨郡多良木町の農事組合法人多良木のびると、熊本県天草市です。

まず、熊本県球磨郡多良木町農事組合法人多良木のびるより御報告をいたします。

研修の目的は、高鍋町の農業を取り巻く環境が年々厳しくなり、農業従事者の高齢化や後継者不足、収入の不安定さなど、喫緊の課題が山積みされています。さらに、農地の遊休化が進んでおります。

そこで、高鍋町の農業集落をどのように進めていくべきかを調査するため、農事組合法人多良木のびるの組合長と総務部長のお話を伺いました。農事組合法人多良木のびるの沿

革と現状は、平成11年集落8名により機械利用組合設立から始まり、平成18年水稻受託を実施する集落営農組織を設立し、平成21年農事組合法人多良木のびるを設立しました。そして現在においては、株式会社にする方向で進んでいるとの説明でありました。農事組合法人多良木のびるは、現在の組合構成員は12名、部外従業員6名で経営をしているとのこと。経営理念は未来につながる農と食の形をつくるということです。特に米のブランド化に取り組み、国内で2番目の米問屋と取り引きを行い、販路を九州全域に広げ、経営の安定・充実を図っておられました。

また、多良木田んぼの力研究会を立ち上げ、にこまるという米の種類の見習いを行い、九州チャンピオン米の米づくりを次世代に伝えるために、13名の会員を育成されていました。そのように、地域のリーダーとして奮闘されていることがよくわかりました。集落営農法人化を進めるためには、20ヘクタール規模の経営者を育成することや集落の人材を育成すること、集落でまとまるメリットを大事にすることや地域の人を説得するのではなく理解できる人を集める、そして機械化とともに品質を上げ、大量生産、大量販売で販路を広げていく、そんな積極的な経営姿勢が大事だと教えられました。その時々々の国や県の農業政策に沿いながら、補助政策を利用して大きくなっていく、そんな先見性はリーダーとしての目を見張るものがありました。しかし、そんなときでも経営理念の信念に10年目の限界を感じ、後継者の育成をするためには株式会社への組織変更を考えているとのこと。今回の調査で、農業の将来を考えるには意欲的な地域のリーダーとなる者を育成することの大事さを強く感じました。総務産業建設常任委員会の方々も話を真剣に聞き、質問を行い、充実した行政調査でした。

農事組合法人多良木のびるは以上です。

次に、2日目は、熊本県天草市市議会において、天草市地域政策課による天草市の移住・定住計画の説明を受けました。

研修の目的は、日本社会が高齢化社会、人口減少社会に移行している中で、天草市は平成25年度より調査を始め、人口をふやすために「あまくさライフ」という移住・定住促進計画を作成し、住みたいまち、住み続けたいまちづくりに取り組んでおります。

高鍋町としても、この問題に真剣に取り組まなければならないという視点から、先進地である天草市の行政調査を行いました。

天草市の現状は、平成25年に2市8町による合併で、当初10万人の人口でしたが、現在は8万2,739人となっております。国立公園内にあるジオパークや世界遺産に指定されていることもあり、観光施策がメインの印象を受けました。天草市の移住者受け入れ事業の天草市の移住・定住計画は、総合計画の分野別の計画として、市長の公約でもありトップダウンにより行われてきました。平成25年から27年体制では、セカンドライフという宿泊を目的に展開してきたものが、現在では「あまくさライフ」という定住を目的に展開している経緯があります。天草市の人口の推移や社会動態、空き家の状態と空き家情報バンク制度など、統計調査が細かに分析されていました。その上で詳細な計画が作

成されていることに関心いたしました。

まず、空き家等情報バンク制度は、移住経験者の移住定住コーディネーターが2名で、不動産も取り扱う資格を持つ担当者が空き家の現地調査や家主の価格設定相談など、移住経験を生かし活動をしていました。

移住定住促進支援制度は、住まい、暮らし、仕事、情報の4つに分類され、補助金、奨励金、支援事業、ホームページ作成などそれぞれの分野で担当部署が細かに制度をつくっております。天草市の移住実績は、11年間で291世帯569人が移住され、2年連続で年に100人を超す移住者があったということです。

移住者がいろいろな事業展開を行い、農業生産や和食料理店、ゲストハウス、ダイビングショップなどがあり、地域のメリットになっているとのことでした。移住者の特徴で働き世代が半数を占めるのは、仕事の起業支援や就業支援、それに子育て、教育支援、住まいや暮らしに関する支援が充実していることが理由と考えられます。

そして定住率は3年間で85%、移住者の15%は親の介護や地域になじまないなどの理由で天草市を離れたとのことでした。

移住定住促進支援制度の担当課の予算は8,400万円で、おためし住宅、定住促進奨励助成金、空き地活用事業補助金、体験ツアー、移住定住コーディネーター、地域おこし協力隊などの予算です。しかしそれ以外の住まい、仕事、情報に関する予算は、各課に分かれているので試算できませんでした。

以上、御報告いたします。

○議長（青木 善明） 以上で、常任委員会行政調査報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） おはようございます。

平成31年3月1日から令和元年5月31日までの、主な政務について御報告申し上げます。

まず、火災防御訓練についてでございますが、3月3日日曜日、竹鳩地区において実施いたしました。この訓練は春の全国火災予防運動の一環として、消防団の火災等における初動体制の確立と消火技術等の向上を目的に、主に無線での情報伝達訓練及び中継送水訓練を実施いたしました。雨の中での訓練となりましたが、各部とも天候に左右されない機敏な動作で消火訓練に取り組み、非常にすばらしい訓練内容でありました。

次に、樋渡地区津波避難タワー開所式についてでございますが、南海トラフ巨大地震に備え256人を収容できる津波避難タワーを3月24日に開所いたしました。蚊口西の二地区に続く津波避難タワーの完成で、町内の特定避難困難区域は解消されることとなりました。備蓄品が収納できるベンチや太陽光パネル付照明が設置され、近隣の方々の避難場所として重要な拠点になるものと考えております。

次に、国登録有形文化財伝達式についてでございますが、4月9日、小丸上地区旧吉田家で、吉田貞吉氏の孫に当たるブヴィエ・津上友子さんに文化庁から預かった登録文化財プレートなどをお渡ししました。旧吉田家住宅主屋は、江戸時代の末期の1862年に建てられ、住友化学工業や南九州化学工業の社長を務めた吉田貞吉氏の生家であります。本町の国の有形文化財登録は初めてであり、高鍋町の歴史に触れるきっかけになればと考えております。

次に、第28回石井十次賞贈呈式及び第37回石井十次生誕記念式典についてでございますが、4月10日たかしんホールで開催されました。今回は、児童のみならず高齢者も視野に入れた社会福祉事業に多大なる御功績を残されております、社会福祉法人横須賀基督教社会館会長、阿部志郎氏が受賞されました。生誕記念式典では第4回石井十次なわのおび賞の贈呈式や児童生徒による意見発表が行われ、高鍋町が生んだ孤児の父をしのびました。

次に、災害時における車両の移動等の協力に関する協定書調印式についてでございますが、4月15日高鍋町役場においてとり行いました。本協定は高鍋町と宮崎県レッカー事業協力会、宮崎県央高鍋支部が連携し、災害発生時に緊急車両の通行の妨げになる車両などを移動し、公共施設の被災防止や機能の確保、被害拡大の防止等を図ることを目的としております。地域や町民の生命財産を守るため、今後も関係機関と連携を深めてまいりたいと考えております。

以上、その他の政務、要望活動等につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（青木 善明） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

---

### 日程第3. 会期の決定

○議長（青木 善明） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から6月18日までの13日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月18日までの13日間に決定いたしました。

---

### 日程第4. 議案第34号

○議長（青木 善明） 日程第4、議案第34号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）「高鍋町税条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第34号（専決第1号）「高鍋町税条例等の一部改正について」提案理由を申し上げます。



本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月29日に公布、同年4月1日から施行となり、税務事務に支障を来すため、関連します高鍋町税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の主な内容といたしましては、ふるさと納税制度の見直し、住宅ローン控除の拡充、軽自動車税のグリーン化特例の見直し等に伴う改正でございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 議案第34号高鍋町税条例等の一部改正について、詳細説明を申し上げます。

別添資料の新旧対照表の1ページから19ページもあわせてごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

また条文等が前後いたしますが、税目等に寄せて説明をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

まず、第1条関係による改正になります。町民税に関する部分になりますが、税条例第34条の7、第1項及び第2項、附則の第7条の4、第9条第1項から第3項、第9条につきましては、先ほどの町長のほうの提案理由の中にもありましたけども、ふるさと納税制度において過度な返礼品を送付し、制度の趣旨をゆがめているような団体を制度の対象外にすることができるように、制度の見直しを行ったものでございます。

次に、附則第7条の3の2、第1項から第3項につきましては、消費税率引き上げによりまして、消費税が10%が適用される住宅取得について、現行10年間で設定された控除期間を3年間延長しまして、13年に変更するということになります。

あわせて住宅取得借入金等特別控除に関しまして、住民税に関する申告要件を廃止するものです。しなくていいというものではなくて、いつまでにしなさいという期限等がついていたものを期限をなくしたものの要件の廃止というものでございます。

続きまして、固定資産税に関する部分になりますが、附則第10条の2につきましては、地方税法附則の改正に伴いまして、任用条文の番号の整備を行ったもので内容の変更はございません。

次に、附則第10条の3につきましては、地方税法附則第15条の8、第4項に新設された高規格堤防の整備に伴いまして、建て替え家屋に係る固定資産税の減免措置について規定を追加したもので、あわせて引用条文等の整備を行ったものです。現在、高鍋町に該当するものはございません。

次に、附則第10条の4につきましては、熊本地震に係る被災者住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の特例について、その適用とするものの申告についての規定が新設されたためでございます。こちらも高鍋町では該当する案件はございません。

次に、附則第22条につきましては、地方税法附則の改正に伴いまして、文言や引用条

文の整備を行ったもので、内容の変更もございません。

続きまして、軽自動車税に関する部分になります。

附則第16条につきましては、環境性能割の導入を契機にグリーン化特例を3段階で改正をするものです。今回の部分につきましては、14年経過した車両への重課ですね、割増になっている分ですけど、平成31年に限ったものとし、平成29年度分の軽課ですね、軽くしていたほうになりますけども、そちらを削除するものでございます。

次に、附則第16条の2につきましては、引用条文の整備を行ったもので変更はございません。

続いて、第2条の改正です。新旧対照表14ページからの部分になります。

これは、高鍋町税条例等の一部を改正する条例の平成28年の高鍋町条例18号の部分になります。附則15条の6、第2項につきましては、14年経過した車両の重課に関する規定の整備ということになります。

第3条の部分になります。15ページからの部分になります。

法人住民税に関する部分になりますけども、高鍋町税条例等の一部を改正する条例、平成30年の高鍋町条例第30号の第1条につきましては、法人に対し義務化されました申告書の提出を電子媒体でやるということでのインターネット等のものです。電子提出方法を義務化したものになりますけど、これにつきましてインターネットの障害とか災害によって出せない場合があるので、条件に合致すれば従前の紙媒体でも提出が可能になるということで、条件の整備を行ったものになります。

詳細説明は以上になります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほど、担当課より説明がございましたけれども、国の法令改正の重要要点というのを先ほど説明をされたと思うんですね。その中で、私がちょっと気になったことは、ふるさと納税に関してこれは正直な話、過度な返礼品を行うということは総務省がマスコミ発表しましたよね。もうこの団体は認めませんよという形で4つの団体を発表しましたよね。高鍋はそこに入っていなかったんで、こういう条例をつくっておく必要があるのかどうかというのがちょっと気になった点なんですけど、そのことについてお答え願いたいと思います。

それから、また高鍋町に与える影響のないというところで、先ほど説明をされたと思うんですけども、こういった条文がいっぱいあるのに、やっぱりそれをいろいろ変えていくことによって、高鍋町の税条例そのものがやっぱり分厚くなっていくと思うんですね。だから、私たちには余り関係のない部分も掌握しなきゃいけないのかなと思って先ほど聞いていたんですけども、確かにそれにかかわる条例改正であれば非常に私は問題はないと思うんですね。例えば、だからふるさと納税に過度な返礼品を行うというけれども、じゃあ具体的にこれから高鍋町がどうなっていくのかというところが税条例の中で見えてこ

ないと、例えば高鍋町からその4つ廃止された、要するにそうやって過度な返礼品を行っている自治体がありますよということでされましたけれども、この自治体への例えば寄附を申し出た場合にこれが適用されるのかどうか、そのところはどうなっているのかなというのがちょっと気になったところなんですよ。やはりある程度、例を示してしっかりと説明をしていただかないと、なかなかこの条例を変更しましたと、これは国が改正したから改正しなきゃいけないというものなのかどうかというところが、非常に私、毎回ちょっと疑問に思っていた部分もありますので、ふるさと納税に過度な返礼品を行うということは、例えば高鍋町の人がその自治体に、もしふるさと納税の寄附をした場合にだめになるのかどうかということも含めて、そこはしっかりと解説で担当課が説明しないと、これ専決事項ですので、ここで総括質疑しかできませんので、基本的に委員会で審査するわけではございませんので、そのところをしっかりと説明していただけたらありがたいなと思います。例えば、関係のない部分については、もうこれは関係ないということを書いてはいただいているんですけども、高鍋町に与える影響というのがどんなものなのかということをししっかりと説明をしていただければと思います。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） まず、1点目のふるさと納税関係になります。

結論のほうから申しますと、指定されていない自治体に寄附したものは控除の対象となりません。ですから、言われたところの現時点で4つと言われましたけど、1都4市町ということで発表が総務省のほうからされております。

要はこの今回の税条例の改正の中で出ている部分は、指定をされた自治体に寄附をした場合だけ控除の対象ととなっておりますので、指定をされていない市町村に関しましては、そこにした寄附は単なる寄附であって控除対象外となります。そういうことが規定してあります。

発表されている分と言いますと、全国の中で都道府県も含めまして1,788団体のうちの1,783団体、いわゆる先ほど言いました5団体が対象外と。これにつきましては、6月の1日以降ということで始まっているものということで、総務省が5月14日に発表したものです。

この中で県内で言いますと、ことしの9月の30日までの中では、県内全域指定をされておりますが、1町村におきましては今の時点ではことしの9月を過ぎますと10月になると対象外となります。ふるさと納税関係と言いますと、そういうこととなります。

それともう1点のほうの、現在、当町のほうに関係のない条例、いわゆる熊本の被災地の関係とかいろいろあると思うんですけども、実際に現時点では対象になっているものはありませんけど、似たような災害等が発生した場合に引用条文で第何条の何と同様とかいうような記載になった場合に対応ができませんので、現時点であるものについては対応できるように事前に整備をしているものというふうな解釈をしております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私はね、ふるさと納税で非常に気になっているのは、先ほどやっぱり課長が説明されましたよね。東京都も入りませんよということを言いましたよね。東京都が入らないということは、東京都の人が高鍋町に寄附をしたとしても、それは非課税の対象にならないとか、そういうことをきちんと言っていたかないと、それはないんですよと、大丈夫ですよというところをやっぱりちゃんと示していただかないと、やっぱり皆さん心配されていると思うんですね。だから、東京都の人は私、東京都の人からちょっと直接話を聞いたんですけど、「今度、法律というか変わったみたいだけど、返礼品について、東京都はこれには入らないということを決めたみたいなんだけど、じゃあ東京都の住民であれば、寄附した場合に住民税の非課税というのは受けられないのか」ということを聞かれたので、それは私は「ないと思います」ということは言ったんですけども、やはりそうやって勘違いをされている人もかなりいらっしゃるんじゃないかなと思うんですね。その言葉によって、新聞報道によって、また動きが違ってくればふるさと納税へのやはり私たちの仕掛けというのが非常に狭まったものになって来やしないかと非常に心配している部分があるわけですよ。だから、そういうことをやっぱりニュースを見ながら、こういう専決処分にもきちっと目を光らせていきながら、やっぱり私たちは基本的にきちんと聞いていかないといけないかなというふうに思っているんで、そこのところをちゃんと確認をしているわけです。それはどういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 要するに東京都の方が高鍋町に寄附をされた場合にはどのような回答でよろしいかなと思っておりますけども、要するに寄附する相手側の団体が指定をされたところということになりますので、今、言われた例で言いますと東京都の方が高鍋町に寄附をされれば、現時点ではふるさと納税の対象として本人の所得税の部分と市民税等につきましては、控除の対象となるということになります。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） じゃあ先ほど、熊本地震のことを言われたので、ちょっと関係があるのかどうか、ちょっと私にはわかりませんが、被災土地に関しての固定資産税についてということもちょっと書いてあると思うんですね。仮換地と特定仮換地の違いとか、それはどうなっているんでしょうかね。及び災害によって土地そのものが被害を受け泥に埋まり、境界線及び隣接所有者などの生死が明確でない場合など、東北沖地震津波被害後の処理には随分と大変であったと聞き及んでいるんですね。そのことについての税収のマニュアルについてはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 暫時、休憩いたします。

午前10時33分休憩

.....  
午前11時03分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 濟いません。税法上の地方税法の改正がありまして、今回、新設部分になるところに絡むところにはなるんですけども、もともとの都市計画法の中でいう仮換地の部分で、平成28年の1月2日以降に使用し、または収益することができるようになったものに限って、税法の中で特定仮換地という言葉の使い方をしていきます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） マニュアルについてはできておりません。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第34号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）「高鍋町税条例等の一部改正について」は承認することに決定いたしました。

.....  
**日程第5. 議案第35号**

○議長（青木 善明） 日程第5、議案第35号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）「高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第35号（専決第2号）「高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について」提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布、同年4月1日から施行となり、税務事務に支障を来すため、関連します高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の主な内容といたしましては、基礎課税額に係る課税限度額の引き上げや軽減判定所得の改正でございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 議案第35号高鍋町国民健康保険税条例について詳細説明を申し上げます。

別添の先ほどと同じく、新旧対照表の20ページから22ページをあわせてごらんください。

まず、第2条第2項ただし書き部分になります。基礎課税額に係る課税限度額を58万円から61万円に改めるものでございます。

次に、第23条につきましては、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準の改正でございます。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を27万5,000円から28万円に、2割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、同じく乗すべき金額を50万円から51万円に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ちょっと毎回同じ質疑なんですけれども、地方税法改正に伴ってのことであるとの説明でありましたが、これによって保険税のあり方はどう変化するかお伺いします。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 限度額の改正によりまして、相対で軽減等の所得の基準も若干上がるということで、軽減判定に係る納税者の世帯と人数とそういうものに関して言いますと、今回の改正によりまして基礎課税分で5割軽減対象者が12世帯の20名の増、2割軽減対象者が2世帯5名の増ということで、軽減対象者も若干ふえるという形になります。

限度額の改正に伴いまして、当然、国民健康保険税として入ってくる部分が変わるんですけど、今回の改正、基礎課税分だけになりますので、そちらのほうで申し上げますと、約88万円の増収ということになります。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第35号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）「高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について」は承認することに決定いたしました。

---

### 日程第6. 報告第1号

### 日程第7. 報告第2号

○議長（青木 善明） 日程第6、報告第1号平成30年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第7、報告第2号平成30年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び令和元年度会計予算についてまで、以上2報告を一括議題といたします。町長の報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 報告第1号平成30年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第2号平成30年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び令和元年度会計予算についてを一括して御報告申し上げます。

まず、報告第1号平成30年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、産地パワーアップ事業ほか22件の事業につきまして、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

次に、報告第2号平成30年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び令和元年度会計予算についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。

以上2件につきまして御報告申し上げます。

---

### 日程第8. 議案第36号

○議長（青木 善明） 日程第8、議案36号平成30年災第655号坂本・鬼ヶ久保線道路災害復旧工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第36号平成30年災第655号坂本・鬼ヶ久保線道路災害復旧工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規

定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第36号平成30年災第655号坂本・鬼ヶ久保線道路災害復旧工事請負契約について詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、平成30年災第655号坂本・鬼ヶ久保線道路災害復旧工事、工事場所は高鍋町大字持田字計塚、契約の方法は指名競争入札、契約金額は6,105万円、契約の相手方は高鍋町大字上江399番地4、株式会社尾鈴建設、代表取締役勢井政俊でございます。

なお、この工事につきましては、令和元年5月16日に指名競争入札を行っております。参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社尾鈴建設、九州建設工業株式会社、株式会社津房産業、パシフィック建設株式会社、株式会社増田工務店、株式会社ビズの6社でございました。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 毎回、同じ質疑で申しわけないんですが、上限価格、最低制限価格についてはどうでしょうか。提示してあると思いますが、落札率については何パーセントだったでしょうか。

また、この問題について、談合などについての調査、行われたのかお伺いします。

また、この工事によって、坂本坂の安全性は保たれると考えておられるのか、上部にある岩や切り立った部分についての工事手法はどうなるのか、また工事期間についてはどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） まず、予定価格についてでございますが、予定価格は6,359万5,000円でございます。落札率は96.0%でございます。積算につきましては、積算内訳書で確認をしており、談合はございませんでした。

以上です。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 坂本・鬼ヶ久保線の災害復旧工事につきましては、今回、復旧をすることにより安全を確保できるものというふうに考えております。

なお、工事につきましては、のり面が長いことから、のり面は全てモルタル吹付と同様の工事で吹付砕工ということで、上の台地までのり面は全て復旧する予定でございます。

工期につきましては、12月27日を予定しております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 確認だけです。先ほど、のり面をモルタルで吹きつけするとい



うことだったんですが、建設会社に聞いたところ、土があつたりすると、非常にまた後の吹きつけする際に泥があつたりとか土があつたりすると、なんかそこから空気が入ったりして浮いてくるということをちょっと言われたんですね。それを聞いたところ、やはりこのところの工事手法というのが非常に難しい状況にあるんじゃないかということ、これそういう建設関係の資格を持っていらっしゃる方にお伺いしたんですけど、そういうところは契約のときにたぶん確認をされているだろうとは思いますが、しっかりと確認が行われていたかどうか、そこだけちょっと確認させてください。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 施工につきましては、今回、上程させていただいて議決いただければ本契約となる運びになるんですけども、先ほど言われましたのり枠と吹付につきましては、土質によって変更になります。

なお、施工につきましては、現場に着工する前に施工計画書というのを業者のほうから提示する義務がございます。その中でどういうふうに施工するかということを具体的に明示したものを文書として提出していただきますので、その中で協議していくこととなります。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） じゃあ、もう1点だけ。私が非常に心配をするのは、工事を始めてからいろんなのを調査をされた上で、たぶん工事の施工というのはちゃんと決められて、工事高も決められていると思うんですね。ところが工事が始まってしまって、思わぬ局面が出てくる可能性があるのではないかと、やはりあその場所については非常に懸念をしているわけなんですね。だから、状況的に見て、やっぱりこの契約の金額というのがひょっとしたら大幅に増額するおそれがあるんじゃないかということ、非常に心配しているんですね。その金額が非常に少ない金額であればいいんですけども、少なくとも金額となった場合、確かに議会に可決事項としては5,000万円以上というふうにはなっておりますけれども、一旦可決したものの上乘せをする場合、なかなか可決事項とならないと私は思いますので、それほど高額になるとは思っていませんので、でもこれから、やはり今までの経験から言うと、可決後にやはりいろんなことがわかって増額したという例も少なくありませんので、その辺は慎重に、やはり余り増額ということが続いていくと、見積もりに対してとか積算根拠について、非常に業者の能力的に低いんじゃないかというふうに、私はそういうふうにとる可能性がありますので、その辺のところ、やはり注意しながら議会に対しての報告も含めて、その辺のところはしっかりと行っていただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 設計におきましては、現場の測量、それからボーリングを行ってこれがベストという設計にしております。

なお、施工につきましては、当然、のり面が崩壊しておりますので、表面の壊れた土は取りまですし安定した段階で吹きつけをすることでございますが、なお、この吹付につきましては、今回、2種類、モルタル吹付と現場吹付砕工という工手、2つでのり面の施工をするわけでございますが、崩土を取り除いた時点、またボーリングにつきましては御存じのとおり、1点をボーリングすることであって、面全体をボーリングするものではございません。従いまして、現場施工中に崩土がある部分につきましては、これは一般的なことなんですけど、推定で土質を想定しております。したがって、崩土を取り除いた後に推定と変わる場合がございます。基本的に変更はという話ですけれども、安全に災害復旧工事をするためには、変更して増額または減額する可能性はあるというふうに認識していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。

したがって、議案第36号平成30年災第655号坂本・鬼ヶ久保線道路災害復旧工事請負契約については原案のとおり可決いたしました。

---

日程第9. 議案第37号

日程第10. 議案第38号

日程第11. 議案第39号

日程第12. 議案第40号

日程第13. 議案第41号

日程第14. 議案第42号

日程第15. 議案第43号

日程第16. 議案第44号

日程第17. 議案第45号

○議長（青木 善明） 次に、日程第9、議案第37号町道認定路線の変更及び町道路線の

認定についてから、日程第17、議案第45号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上9件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第37号町道認定路線の変更及び町道路線の認定についてから議案第45号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第37号町道認定路線の変更及び町道路線の認定についてでございますが、町道認定路線の変更につきましては、茂広毛平付・式本松線と式本松（1）線の改良に伴い、茂広毛平付・式本松線の終点を式本松（1）線の起点までの1路線とする町道の変更を行い、式本松（1）線を廃止するものでございます。

町道路線の認定につきましては、水谷原・式本松線の道路改良により、残った一部区間を新たに神祭野（2）線として、また水除地区におきまして里道となっていました道路について、上畑田・正ヶ井手線、正ヶ井手・水除下線として町道認定するため、それぞれ道路法第8条第2項及び道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第38号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、本案は本町で執行される公職の選挙において支払う投票管理者等の報酬について、その額の基準としている国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたこと等から所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第39号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、国民健康保険事業を運営する県に納める納付金を確保するため、国民健康保険税の税率及び税額を基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額において、それぞれ引き上げを行うものでございます。

次に、議案第40号高鍋町介護保険条例の一部改正についてでございますが、本案は介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令に基づき、低所得者に対する保険料軽減の強化を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第41号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、本案は同施設について指定管理者による管理も選択できるようにするため、また本年10月1日に消費税率及び地方消費税率の改定が予定されていることにあわせ、利用実態に応じた使用料とするために所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第42号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございますが、本案は災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害援護資金の貸し付けについて、市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸し付けが可能となったことや災害者が保証人を立てることを要しないこととしたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものでござ

います。

次に、議案第43号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、本案は本年10月1日に消費税率及び地方消費税率の改定が予定されていることに伴い、条例で規定している使用料等の額について、改定後の消費税率及び地方消費税率を適用させるものでございます。

次に、議案第44号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億3,176万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97億7,476万5,000円とするものでございます。

補正の主なものは、有限会社ミップ様からの寄附金を国際交流基金へ積み立てるもののほか、移住支援事業補助金、幼児教育無償化に係るシステム改修費、農業用ハウス強靱化、緊急対策事業補助金、社会資本整備総合交付金事業費、東中学校トイレ改修事業、コミュニティ助成事業補助金等でございます。

財源といたしましては、国・県支出金、繰越金及び町債等でございます。あわせて地方債につきまして、農業基盤整備促進事業ほか3件の追加を行うものでございます。

次に、議案第45号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ16万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億7,292万円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、国民健康保険税率の改正に伴う財源調整でございます。

以上9件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（青木 善明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

午前11時28分散会

---